

北海道警察における障害者である職員の任免状況について

(令和4年6月1日現在)

年度	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
令和3	1,443.0人	41.0人	2.84%	0.0人	2.60%
令和4	1,419.5人	41.5人	2.92%	0.0人	2.60%

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。
したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあります。この場合は法定雇用率達成となります。

4 障害者の雇用の推進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数については、種類・区分の程度によっては、他の情報から類推することにより、特定の職員の障害の種類や程度等が類推されるおそれがあることから公表しません。